

別表 2（第 4 条関係）
「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

WTO対象工事に適用					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	(ア)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(イ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(ウ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、3提案合計で最大12点満点	0～12	12.0	
	(エ)	評価内容に対して最大2提案とし、2提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、2提案合計で最大12点満点	0～8	8.0	
合 計				50.0	

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
合 計				30.0	

標準型(県外企業参入工事)に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価 *最大5提案で、1項目あたり(優:3.0、良:1.5、標準:0.0)で評価	0～ 15	15.0	必須	
企業の 施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意:対象は県発注工事のみ
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 70.0) / 10.0$	2.0 ～ 0.0			
		③65点以上70点未満	0.0			
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	0.0 ～ -1.0			
		⑤55点未満	-1.0			
	(2)県内での同種工事の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績70点以上80点未満) ③上記以外	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事(具体的な工種名称を明示(例:NATMIによるトンネル工事))とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は70点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
配置予定 技術者の 能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 70.0) / 10.0$	2.0 ～ 0.0			
		③65点以上70点未満	0.0			
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	0.0 ～ -1.0			
		⑤55点未満	-1.0			
	(2)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須	
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品 ①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			0.1			
		②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
			0.1			
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			0.0			
		県内開発建設技術 ④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
	合 計			24.1		

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合 計				15.0		

標準型(県内企業限定工事)に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～15	15.0	必須	
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上 ②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 70.0) / 10.0$ ③65点以上70点未満 ④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$ ⑤55点未満	2.0 2.0 ～ 0.0 0.0 ～ -1.0 -1.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意:対象は県発注工事のみ
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	①80点以上 ②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 70.0) / 10.0$ ③65点以上70点未満 ④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$ ⑤55点未満	2.0 2.0 ～ 0.0 0.0 ～ -1.0 -1.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
	(2)・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり ②なし	1.0 0.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※主任(監理)技術者と成り得る資格については、実務経験により主任技術者と成り得る場合(建設業法第7条第2号イ又はロに該当)を除く。
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり ②なし	1.0 0.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外 ②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外 ③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外 ④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0 0.1 0.0 0.1 0.0 0.1 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
合 計				25.1		

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合 その他	7.5 2.5 0.0	7.5	必須	
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合 その他	7.5 2.5 0.0	7.5	必須	
合 計				15.0		